

## 第 2 章

### タイの政治改革と 1997 年憲法

#### はじめに

大衆の反政府デモに対して軍が発砲し多くの死傷者を出した 1992 年 5 月の流血事件を契機として、タイの現代政治を特徴づけてきた「軍の政治支配」<sup>(1)</sup>の後退は決定的なものとなった。流血事件後、民主化の進展と議会政治の安定化・効率化を目指した「政治改革」が唱えられ、一連の憲法改正や諸制度の改革が行なわれた。タイの政治改革は、選挙制度、議会制、政党制といった狭義の政治制度だけでなく、司法審査、人権保障、地方分権、国民の政治参加など広範な内容を含むものとなっている。政治改革の山場となつたのは、97 年 1 月に発足した憲法起草議会における約 8 カ月間にわたる起草作業であった。憲法制定議会が作成したパンフレットは、「タイ国は、14 の憲法をもつたが、人民が制定した憲法はまだない」とし、人民による憲法起草をスローガンに国民の起草過程への参加を求めた。草案の国民への配布、各地での公聴会の実施、その他手段による意見集約が行なわれた。国会の承認と国王の裁可を得て成立した 1997 年憲法は、「政治改革憲法」あるいは「人民版憲法」と呼ばれ、統治構造の抜本的な改革を打ち出し、現在もその具体化が進められつつある<sup>(2)</sup>。

1997 年憲法で導入された個々の改革の特徴および問題点についての検討

### 1997年憲法の章構成

第1章	総則
第2章	国王
第3章	タイ人の権利及び自由
第4章	タイ人の義務
第5章	国の基本的政策指針
第6章	国会
	第1節 総則
	第2節 下院
	第3節 上院
	第4節 選挙委員会
	第5節 両院共通規定
	第6節 国会の合同会議
	第7節 国会オンブズマン
	第8節 国家人権委員会
第7章	内閣
第8章	裁判所
	第1節 総則
	第2節 憲法裁判所
	第3節 司法裁判所
	第4節 行政裁判所
	第5節 軍事裁判所
第9章	地方統治
第10章	国家権力行使の審査
	第1節 資産債務帳簿公開
	第2節 国家汚職防止摘発委員会
	第3節 弹劾
	第4節 政治職在職者刑事訴追
第11章	会計検査
第12章	憲法改正
	経過規定

は他の章に委ねることにし、本章では政治改革論争と憲法改正の流れを整理し、ならびに政治改革の成果である 1997 年憲法の特徴を概観する<sup>(3)</sup>。旧憲法である 1991 年憲法は、流血事件以降、1992 年、95 年、96 年の 3 次にわたりて改正された。第 1 節では、これらの改正の背景と意義を明らかにするほか、この時期における憲法改正論議を紹介することで 1997 年憲法の位置

づけを明らかにする。第II節では、1997年憲法の特徴、主要な機関について整理する。

## I 政治改革と憲法改正の流れ

### 1. 政治改革の背景と課題

政治改革の起点は軍と民衆が対峙した1992年5月の流血事件であることは確かであるが、「軍」対「民主化運動」という対立軸だけで政治改革の動きを捉えることは十分ではない<sup>(4)</sup>。以下に見るようにタイの議会政治は多くの問題を抱えていて、政治改革はまさに議会政治のあり方を問うものであったことは強調されるべきであろう。

タイの政治体制がこれまで権威主義体制あるいは開発体制と呼ばれたゆえんは、議会、総選挙、野党といった民主主義的な諸制度が存在しつつも、軍人グループが政治的な実権を握ったところにある<sup>(5)</sup>。議会制民主主義の体裁を保ちつつその権力を維持するためには、軍人グループにとって議会との関係あるいは国会運営が重要な課題となつた<sup>(6)</sup>。権威主義政治と議会との関係は次のような構造を有していた。

従来の憲法では上院議員は国王によって任命されたが、憲法に選出方法についてなんら定めがなかったため、政府が有利な人物を選出することを可能とした。上院議員には軍人、警察官を含む官僚が多く含まれ、例えば、1991年に任命された上院議員の36%は軍人であった。上院の支持を得ることで国会運営をより有利に行なおうとした。

他方、下院に対しては、軍人グループが新党を結成し、政治家を取り込むほか、他の政党との連立によって政権を獲得する戦略がとられた。一般に、地方の票とりまとめ役を通じた票買収など不正選挙によって当選した下院議員は、大臣等に就任することで選挙の時の投資を「回収」しようとし、それ

が不正・汚職の温床となっていると考えられた。また、タイの政党は、政策やイデオロギーではなく、資金提供者や党首の資金力によってまとまっていて小政党が多く、連立政権を形成するため政党間の合従連衡が行なわれた。連立与党内部においてさえも大臣ポストなど利権を獲得するため、政党間の駆け引きが行なわれ、総選挙にらんだ議員または派閥単位での政党間の渡り歩きが常態化していた。このような状況において、政府（軍人グループ）による多数派工作はしばしば成功した。例えば、1991年クーデタ後、実行グループが総選挙後の政治基盤として設立した正義団結党が有力政治家の囲い込みに成功し、92年3月の総選挙で第一党となったのはこの良い例であろう。

一般に下院議員に対する評価は低く、官僚や学識経験者は選挙により下院議員となるよりも、上院議員になることを選好する傾向があった。上院は下院のような党派的行動とは無縁で、行政や法律などの分野で知識・経験のある人材が集まっていると捉えられた<sup>(7)</sup>。このような状況のため、改革論議で上院公選制が求められた一方で、上院までもが政党政治に浸食されることを憂慮する主張も強かったことは1997年憲法で上院議員が政党に所属することが禁止されたことにあらわれている。

民主化が進むにつれて、こうした議会政治の問題状況はより顕在化してきた。1970年代の民主化運動が挫折した後<sup>(8)</sup>、80年代はいわば上からの民主化が進められ、88年の総選挙によって政党出身のチャーチャイ・チュンハーン政権の成立によって民政移管が実現した。しかしながら、閣僚の汚職問題の発生やそれを理由とする不信任案の度重なる提出などの政治的混乱は、91年クーデタの口実となった<sup>(9)</sup>。

流血事件以降もこうした議会政治の状況がただちに変わったわけではない。1992年9月の総選挙において、メディアは軍政側についていた政党を「悪魔」、民主化運動側を「天使」と呼んだ。総選挙の結果、チュワン・リークパイ（民主党）を首班とする「天使」派の政党による連立政権が誕生したが、議会での議席はかろうじて過半数を超えたにすぎなかった。地方では民主化が

まだ盛り上がりらず、従来と同様の票買収が行なわれたためであると考えられた。当時の上院議員は91年クーデタを行なった国家秩序維持団によって任命された者であった。このため、民主化の推進を期待されたチュワン政権の権力基盤は弱かった。連立政権内でも与党間で閣僚ポストをめぐる争いから連立の離脱や政党の入れ替えも行なわれた。また、民主化運動のなかで政治家・官僚の不正・汚職に対する国民の関心は高く、こうした問題が議会で取り上げられることが増えた。閣僚や与党政治家の汚職・スキャンダルを根拠として、内閣全体または首相・大臣個人に対する不信任決議が頻繁に提起された<sup>(10)</sup>。さらに、政治改革や憲法改正自体が政治的な駆け引きの材料として用いられ、例えば後述する95年の憲法改正は与党案が否決され野党案が審議されるという迷走をみせることになる。

こうした状況は、政権の頻繁な交代となって現れている。1992年以降、チュワン政権（民主党：1992年9月—95年7月）の後、典型的な地方政治家とみられたバンハーン・シラバーアチャー（タイ民族党：—96年11月）、元陸軍司令官で政党政治家に転向したチャワリット・ヨンチャイユット（新希望党：—97年11月）の政権が続いた。議会政治の安定もまた重要な課題となっていた。

こうした政治状況において、政治改革がどのように進められ、1997年憲法の制定（1997年10月）へと結実していったのかを明らかにすることが本節の課題である。

## 2. 1992年および95年の憲法改正

### （1）1992年改正

タイでは軍事クーデタによる憲法の廃止が多かったが、軍人グループは憲法の内容について無関心であったわけではなく、むしろ憲法条項による「法的な正当性」を確保することに腐心した。例えば、上院の支持を獲得することが容易であるので、国会審議を有利に進めるため、両院合同会議で審議す

べき事項を増やし、あるいは合同会議において議長となる国會議長を上院議長とするなどの規定を憲法に盛り込んだ。国會議長が、下院の議決と異なる者を首相に指名することもあった。また、首相・大臣が下院議員であることの要件としないことで、軍人グループの代表が選挙されることなく首相に就任することを可能とした。

民主化運動の側からみても憲法の制定・改正は重要な要求項目であり、特に上述のような非民主的な憲法条項の撤廃・改正を求めてきた。1974年憲法など民主化期にはこうした論点について民主的な方向へと修正された。

1991年憲法にも非民主的と見なされる条項がおかれていたことから、流血事件後の選挙管理内閣として再登板したアーナン・パンヤラチュン内閣の下で92年6月に憲法改正（4改正案）<sup>(11)</sup>が行なわれた。憲法改正の内容は以下のとおりである。

第1号：国會議長を上院議長から下院議長に変更。両院合同会議に適用される国會議事規則が制定されるまで、下院議事規則を用いる。

第2号：第127条4項削除（年2回開催される通常会期のうち、第2通常会期では原則として法律案の審議、緊急勅令の承認に限定）<sup>(12)</sup>

第3号：①第151条削除（現有議員数の3分の1以上の上院議員による一般質疑開催請求権）、②第219条削除（経過規定：一般質疑請求、緊急勅令の審査について合同会議による）、③第221条削除（経過規定第217条・219条の存続期間4年。第217条はクーデタを行なった国家治安秩序維持団議長が上院議員を指名）。

第4号：首相が下院議員でなければならないという条項を追加。

以上のように1992年改正は、民主化要求を具体化するものであったが、いわば伝統的な憲法上の論点に関するものにとどまっていた。

## （2）1995年改正<sup>(13)</sup>

民主化後の制度改革についての本格的な議論は、1992年10月に憲法改正

特別委員会（委員長＝チュムポーン・シラバーアーチャー議員）が下院に設置されたことに始まる。与野党の45人の議員によって構成されたこの委員会は、25項目の憲法改正提案を下院に提出した。与党は政権基盤が弱いことから、野党との合意が得やすい8項目（8法案）について改正を行なうことで与野党が合意した。その内容は、(1)有権者の年齢の20歳から18歳への引下げ、(2)政党が擁立する立候補者数を議員総数の4分の1に引下げ、(3)野党代表について最低議員数を廃止し、議員数の最も多い政党に変更、(4)議会委員会の権限強化、(5)人口比に応じた下院定数の算定、(6)大臣の答弁権、(7)行政裁判所設置、(8)上院議員定数を下院議員の3分の1に削減、というものであった<sup>(14)</sup>。県知事の公選制など民主化勢力が要求したが盛り込まれなかつたものもある。

しかしながら、野党側が合意に反して1978年憲法をモデルとした独自の憲法改正案を提出し、野党案が上院議員・野党によって第1読会を可決し、憲法草案審議特別委員会が設置された。他方、政府が提出した8法案はすべて否決された。民主化グループによるキャンペーンなど議会の内外で混乱が生じたため国会に民主主義発展委員会（後述）が設置された。他方、改正案の審議も進められ、憲法改正は1995年2月10日に公布された。なお、審議過程では県知事の公選制導入が議論になったが内務省の強い反対で実現しなかった<sup>(15)</sup>。

1995年改正は、第1章総則と第2章国王を除くすべての章を改正する大規模なものであった。95年改正では、先に提出された25項目が部分的に盛り込まれている。例えば、選挙権の18歳以上への引下げ、総選挙において政党が擁立すべき立候補者数を議席の4分の1に引き下げるなどの規定が盛り込まれた。また、オンブズマン、行政裁判所を設置する規定がおかれたが、その具体化は1997年憲法の制定後に持ち越されることとなった。いずれにしても、その後の議論はより完全な憲法改正に向けた憲法改正条項（第211条）の改正問題に集中し、95年改正については十分な評価が行なわれなかつた。

## タイ王国憲法一覧

	名 称	公 布
[1]	仏暦 2475 年サヤーム国臨時統治憲章  39	1932 年 6 月 27 日
[2]	仏暦 2475 年サヤーム王国憲法  68	1932 年 12 月 10 日
	①仏暦 2482 年国名に関する改正憲法	1939 年 10 月 6 日
	②仏暦 2483 年経過規定に関する改正憲法	1940 年 10 月 4 日
	③仏暦 2485 年人民代表院議員選挙に関する改正憲法	1942 年 12 月 3 日
[3]	仏暦 2489 年タイ王国憲法  96	1946 年 5 月 10 日
[4]	仏暦 2490 年タイ王国憲法(暫定版)  98	1947 年 11 月 9 日
	①仏暦 2490 年タイ王国憲法(暫定版)改正	1947 年 12 月 9 日
	②仏暦 2491 年タイ王国憲法(暫定版)改正(第 2 号)	1948 年 2 月 3 日
	③仏暦 2491 年タイ王国憲法(暫定版)改正(第 3 号)	1948 年 8 月 24 日
[5]	仏暦 2492 年タイ王国憲法  188	1949 年 3 月 23 日
	タイ王国憲法施行勅命布告	1951 年 12 月 6 日
[6]	仏暦 2495 年改正仏暦 2475 年タイ王国憲法  123	1952 年 3 月 8 日
	タイ王国憲法施行に関する布告	1957 年 9 月 18 日
[7]	仏暦 2502 年タイ王国統治憲章  20	1959 年 1 月 28 日
[8]	仏暦 2511 年タイ王国憲法  183	1968 年 6 月 20 日
[9]	仏暦 2515 年タイ王国統治憲章  23	1972 年 12 月 15 日
[10]	仏暦 2517 年タイ王国憲法  238	1974 年 10 月 7 日
	仏暦 2518 年タイ王国憲法改正	1975 年 1 月 23 日
[11]	仏暦 2519 年タイ王国憲法  29	1976 年 12 月 22 日
[12]	仏暦 2520 年タイ王国統治憲章  32	1977 年 11 月 9 日
[13]	仏暦 2521 年タイ王国憲法  206	1978 年 12 月 22 日
	①仏暦 2528 年タイ王国憲法改正	1985 年 8 月 14 日
	②仏暦 2532 年タイ王国憲法改正(第 2 号)	1989 年 8 月 30 日
[14]	仏暦 2534 年タイ王国統治憲章  33	1991 年 3 月 1 日
[15]	仏暦 2534 年タイ王国憲法  223	1991 年 12 月 9 日
	①仏暦 2535 年タイ王国憲法改正	1992 年 6 月 30 日
	②仏暦 2535 年タイ王国憲法改正(第 2 号)	1992 年 6 月 30 日
	③仏暦 2535 年タイ王国憲法改正(第 3 号)	1992 年 6 月 30 日
	④仏暦 2535 年タイ王国憲法改正(第 4 号)	1992 年 9 月 12 日
	⑤仏暦 2538 年タイ王国憲法改正(第 5 号)	1995 年 2 月 10 日
	⑥仏暦 2538 年タイ王国憲法改正(第 6 号)	1996 年 12 月 22 日
[16]	仏暦 2540 年タイ王国憲法  336	1997 年 10 月 11 日

(注) | | 内は条文数。この表では [6] を [2] とは別の憲法として数えている。

1997 年憲法は 15 番目の憲法であるとされることが多い。

(出所) 筆者作成。

### 3. 憲法改正条項の改正問題と1997年憲法制定

1995年憲法改正が行なわれたにもかかわらず、民主化の進展のため憲法改正を求める声は強く、新たな憲法の内容やそれを実現するための憲法改正手続の改正問題が大きな焦点となった。以下では、この時期における憲法改正論議の一部を紹介する。

#### (1) 立憲主義論

憲法改正をめぐる当時の混迷状況への批判と行なわれるべき憲法改正の内容について提言したものとして、アモン・ジャンタラソンブーン教授の論文「立憲主義（constitutionalism）：タイ国の活路」（1994年）<sup>(16)</sup>をまず取り上げてみよう。後述する民主主義発展委員会の提案では、委員でもあるアモン教授の憲法改正条項の改正案がそのまま採用されるなど、その後の議論に影響を与えたと考えられる。

政治改革の方向について、同論文では次のような主張がなされている。

・新聞などで憲法を「民主的に」改正しなければならないと議論されるが、「民主的」の内容について、政治家、学者、民主化要求グループの間で理解は同じでない。選挙で選ばれた下院の権限を強化することが民主的であるという国会議員の主張に他の人々ははたして同意しているのであろうか。「仮定」と「現実」とは異なるのであり、憲法は下院議員はタイ人すべての代表であると定めるが、現実は各選挙区の代表である。議員の利益を全体利益と同一視するのは誤りである。また、現実の議会制は多くの問題を抱えている。

・立憲主義の下での憲法作成は、民主制の下で「政治機関」において政治権力を行使する者を選ぶ選挙を行なうことで国の統治に人民を参加させるとともに、政治機関を効率的なものにし、および選挙によって選ばれた政治家の行動に起因する権力の濫用を防ぐため、政治機関の設定方法を定めるものである。

・従来の政治システムから今利益を得ている利害関係者から政治改革は生まれ得ない。1991年憲法の改正条項である第211条を改正し、憲法起草のための特別の委員会を設置すべきである。また、政治改革は、パッケージで行なわなければならない。すなわち、憲法とそれに関連する法律を同時に改正しなければならない。現在の議会制度がもっているさまざまな欠陥を解決することが目的である。議会制度の欠陥を是正する改革が含まれていない先の25項目提案はパッケージとしては不十分であった。

・憲法改正は立憲主義の方向に従ったものでなければならぬ。(ドイツ・フランスなどの欧州諸国において第二次世界大戦以降に改革が行なわれたように)旧式の議会制を改革し、「合理化された議会制」(rationalized parliamentary system)を目的とするものでなければならない。例えば、票売買や不正選挙を少なくする措置、正しき者が議員となることを促す措置、政治家が不当に国家権力を行使するのを統制する措置がとられなければならない。

## (2) 民主主義発展委員会

前述のように1995年憲法改正をめぐる混乱を収拾するため94年6月に国會議長によって民主主義発展委員会(委員長プラウェート・ワスイー)が設置された。同委員会が95年4月に提出した「タイ政治改革の思考枠組み提案」は、最も包括的な改革案を示したものとして注目に値する。その主な内容は次のとおりである。

まず、政治改革のあり方について、(1)政治改革は政治システム全体の問題を解決するものでなければならない。解決策は相互に適合的であり、一つの問題を解決すると他の点について問題を生じるようなものであってはならない。(2)政治改革は政治の誠実さと効率性を確立することを目標とする。(3)パッケージとして憲法および憲法関連法(組織法 organic law)が同時に起草されなければならない。以上のような性格をもたない憲法改正は政治改革とは言えない。議会を合理化し、不正を軽減し効率性を高めるための憲法の導入が立憲主義である。(4)政治改革は、国王を元首とする民主制を中心的な枠組

みとすべきであり、時代遅れの議会制を時代にあった合理的な議会制へと再編することを目的とする。

同報告書は、このように政治改革を位置づけた後、政治改革の思考枠組みとして憲法改正のめざす方向を提示する。立憲主義に従った構造、組織、メカニズムおよび手続きを定めることがタイの政治改革であり、このためには従来の思考枠組みにはない新たな思考が必要であるとする<sup>(17)</sup>。

同報告書が提案する起草すべき憲法の内容は、「国王に関する憲法」、「市民の政治」、「政治家の政治」の三つに分かれる<sup>(18)</sup>。

第1部は、王制が古くから現在にいたるまで、さらに将来にわたって政治統治システムの継続性を示す国を中心的機関であり、政治形態の変化の外にあって、最も改正が難しいものであると位置づける。この部については、1991年憲法の規定の大半が用いられるが、その改正について特別の改正手続きを導入し、枢密院のみに発議権を認め、国会の3分の2の賛成が必要とすべきであるとする<sup>(19)</sup>。

第2部は、市民の権利自由および義務、ならびに憲法制度における独立の審査統制機関に関する憲法であり、「市民の政治」に関する内容を含むとされる。一般人は政治が政治家のものであり、人民は選挙を通じて政治を審査するだけであると考えるが、これに対して「市民の政治」は民主制の基礎であり、選挙と選挙の間においても常に存在する。人民の請求に基づき独立機関が十分に審査監督することによって政治を「誠実な」ものへと変え、政治機関または官僚機構による権限行使が適法に、適正にかつ人民の必要に応答的になされることを確保することが必要である。憲法の内容は、(1)タイ人の権利自由の保証および義務の設定と、(2)政治機関および官僚制の行為について意思決定を統制・審査するために用いられる独立機関、メカニズムおよび手続きの創設に関するものに分かれる。独立機関としては、憲法裁判、高位の役職にある者の違法行為、不正、違法な行為の審査制度(弾劾制度)、司法裁判所、行政裁判所、国会オンブズマンなどがあげられる。

第3部は、国会および内閣、ならびに両者の関係に関する部分であり、通

常レベルでは改編が困難な「政治家の政治」に関する憲法であるとされる。社会に代わって効率的に意思決定をするために、時代遅れの議会制を時代に合った合理的な議会制へと変えるためのメカニズムとプロセスが求められなければならないとする。

この報告書のすべての提案が1997年憲法において採用されたわけではない。例えば、議会制の改革のための選択肢として、同報告書は、二院制のほか、第三院として国政諮問議院を加えた三院制を提示している<sup>(20)</sup>。この案によれば国政諮問議院は、各職業セクターの代表70人から構成され、政府および両院に対して意見を付与することを職務とするという。

この第三院構想や職業セクター別の代表の考え方は、1997年憲法では採用されなかったが、96年のバンハーン政権の際に行なわれた上院議員の任命において影響を与えたと考えられる。

### (3) 政治改革委員会

政治改革が重要な争点となった1995年7月の総選挙によって政権についたバンハーン・シラパーアチャー首相（民族党）は、政治改革に消極的とみられたが、政治改革に取り組む姿勢を示すため、同年8月に政府に政治改革委員会（委員長チュムポーン・シラパーアチャー議員）を設置した。同委員会は、政党代表および有識者の35人によって構成され、「政治発展計画」を策定すること、ならびに民主主義発展委員会その他の民主主義団体の提案を考慮しながら、憲法第211条改正の実施方針を審議することなどを任務とした。

1996年5月に同委員会が提出した政治発展計画は、(1)下院議員、上院議員、大臣、司法府および高級公務員の授権手続、(2)権力行使の審査、(3)タイ人の権利自由の保護および伸長、(4)国王を元首とする民主制の確立、発展および保全に資する政治文化を生じさせるための改革、の四つの枠組みに分かれた。個々の論点について、問題状況、早期計画、長期計画等を列挙する形をとり、記述はおおむね簡潔であるが、下院議員選挙についての小選挙区制と比例代表制の併用、上院議員の公選制、憲法裁判所など1997年憲法で採

用された諸制度についての提案を含んでいた（詳細については省略）。

#### （4） 上院議員任命問題

政治改革の展開を見ていく上で1996年の上院議員の任命についても紹介しておくことは有益であろう。96年3月に上院議員の任期が満了となるため、1991年憲法に従い新たに上院議員を任命する必要が生じた。旧憲法では手続きに関する規定がなく、首相が裁量的に選出できると考えられていたが、政治改革を求める世論の圧力もあり、政治改革委員会が定めた方式によって上院議員を選出することとなった。職業団体（弁護士会、医師会など）、業界団体（タイ工業連盟など）、教育・文化、事業・農業、宗教・社会福祉、その他の6分野の民間団体の提出する候補者名簿、および政府の提出する500人の官僚の名簿から、選定委員会により300人の名簿が作成され、そのなかから首相が260人の上院議員を選出するというものであった。この手続きによって実際に任命された上院議員は、2000年まで在職した。

#### （5） 憲法改正条項の改正問題

政治改革の実現のためには、利害関係者である議会ではなく、独立の機関が憲法起草を行なうべきであるという主張は幅広い支持を受け、先に紹介した民主主義発展委員会<sup>(21)</sup>、政治改革委員会の場で具体化されていった。政治改革委員会が1995年10月に提案した「憲法起草委員会」案は67人の委員によって構成され、下院議長、上院議長、首相、野党指導者、上院両院の代表のほか、法学、政治学の学識経験者10人、その他各セクターの代表32人によって構成される。この委員会が180日以内に憲法草案を作成し、国会の両院合同会議で審議する。合同会議で賛成が過半数に達しない場合において、下院の過半数が賛成したときは国民投票を行なう、という内容であった<sup>(22)</sup>。

1996年5月に政府は、政治改革委員会案に基づく憲法改正案を国会に提出したが、国会の第1読会での承認後に設置された憲法草案審査委員会（委員長＝政治学者のチャイアナン・スーンウェート）は、公選の憲法起草議会を

設置するという大幅な修正を加えたため、元の草案と委員会案とをどのように扱うかが議論となった。チャイアナン委員会案は、議会内外で多くの支持を集め、最終的に1996年憲法改正（第6号）として制定された。

同改正憲法に付記されたその制定趣旨は、国王を元首とする民主制を維持しながら、政治構造をより安定性と効率性をもつように刷新するための憲法起草機関として、諸職業セクターの者で構成する憲法起草委員会をおき、政治改革の重要な基礎となる新たな憲法作成方法を定め、国民投票によって人民に憲法承認に関与する機会を開くことが適切であると定めた。

採用された改正手続は、国会とは独立に設置された憲法起草議会が240日以内に憲法草案を起草する。国会の両院合同会議において憲法草案を承認するか否かを採決する。国会で否決された場合には国民投票に付す。国会で承認され、または国民投票で承認された場合には国王が裁可することで憲法として成立する、というものであった。

#### （6）1997年憲法の起草過程<sup>(23)</sup>

新たに憲法草案を作成する憲法起草議会（英文名称：Constitution Drafting Assembly）は、(1)立候補者のなかから国会が選挙する議員76人（各県1人）および(2)専門家または経験者のなかから国会が選挙する議員23人で構成される。後者の内訳は、公法の専門家8人、政治学または行政学の専門家8人、政治、行政または憲法起草に経験がある者7人とされた（1991年憲法第211条の2）。選出手順は、県ごとに立候補者を募り、立候補者の互選により10人の名簿を県ごとに作成し、国会が秘密投票によって各県1人の議員を選挙するというものであった。この手続きに従って、委員が選任され、97年1月8日に第1回の憲法起草議会が召集され、議長にウタイ・ピムチャイチヨン元下院議員が就任し、8カ月にわたる起草作業が開始された。

憲法起草議会には、憲法起草委員会、憲法草案審査委員会、広報委員会など六つの委員会と県別委員会が設置された。起草作業の出発点として憲法起草委員会は、「市民の権利、自由、義務及び参加」、「国家権力行使の審査」

「政治機関及び政治機関相互の関係」の三つの「枠組み」に分かれた原則を作成し、それについての意見聴取を進めながら草案を作成した。さらに、その草案を国民に配布し、各地で開催する公聴会などを通じて国民の意見聴取を続けた。当時、メディアは、各地での公聴会の模様を中継し、一般人が素朴な疑問を投げかける姿が報道された。他方、憲法草案に自らの主張を反映させるため、政治的なデモンストレーションも行なわれた。例えば、地方自治問題では、タンボン自治体議会の完全公選化について、それまで職務上の委員となっていたガムナン、村長の反対派とタンボン自治体側の賛成派がそれぞれ地方からバンコクへのラリーやバンコクでの大規模な集会を開催した。

憲法起草議会における採決（第3読会）は1997年8月15日に行なわれ、賛成92、反対0、棄権4、欠席3で承認され、国会へと送付された。

こうして膨大な日時と費用を重ねて憲法草案が作成されたが、一部の国会議員<sup>(24)</sup>からは憲法草案はタイ社会には時期尚早であるなどの意見が出た。草案の国会承認が危ぶまれたため、民主化推進派は国会に草案承認の圧力をかけるため大規模なキャンペーンを行ない、憲法に賛成する者は緑色を、反対の者は黄色をつけることを求めた。このキャンペーンへの反応は予想以上に高く、バンコクではタクシーやトゥクトゥクなどでも緑色のリボンをつけているのが目立った。さらに、憲法草案承認に追い風となったのは、1997年9月に始まった通貨危機である。タイ・バーツの急速な下落に国民に広がった危機感は、国會議員に憲法草案を受け入れさせる強い圧力となった。

国会での憲法草案に対する投票は、1997年9月27日に議員651人が参加した両院の合同会議において行なわれた。投票は、全議員が順に憲法への賛成反対を口頭で表明する方式で行なわれた。賛成574人、反対16人、棄権17人で憲法草案は承認された。反対、棄権の議員のなかにはこの憲法がタイには早すぎるという意見を述べる者もいた。新憲法は、10月11日に国王の裁可を得て同日公布され、タイで15番目の憲法となった。

なお、民主化との関係で、改革推進派が憲法が否決される可能性も視野に入れた対応策を準備していたことは留意されるべきであろう。1996年行政

手続き法、97年政府情報法（情報公開法）、公務員違法行為責任法は、憲法改正の動きが進展しない場合において、政治・行政の透明性を高めるため改革推進派によって準備されたものであった<sup>(25)</sup>。

#### 4. 小 括

流血事件後間もない1992年6月に憲法が民主的な方向へと改正されたことは、民主化が一挙に進むような印象を与えたが、議会政治の問題状況はただちに変わったわけではなく、「政治改革」や「憲法改正」さえが政治的な駆け引きの材料となった。1995年憲法改正問題にみられたような議会政治の混迷から、その実現は危ぶまれた。

政治改革の初期の段階において明確な青写真が準備されていたわけではなかったが、憲法起草のための国会とは独立の機関を設置すべきであるという主張が実現したことが、政治改革を振り返ってみると大きな分水嶺であったと言える。国民の政治改革に対する関心の高まりがこうした改革を支えた。政治改革に対しては、都市部と農村部ではもちろん温度差はあったが、地方でのNGOの活動がこうしたギャップを埋めるのに役立った。具体的な選択肢を提示することのできた公法学者、政治学者等の知識層の役割は重要であったと考えられる。ただし、知識層の主張がそのままの形で実現したわけではなく、憲法改正をめぐる政治過程、特に憲法起草議会の審議段階においても多様な要素が取り込まれた。

## II 1997年タイ王国憲法の概要

### 1. 憲法の特色

1997年憲法は、経過規定を含めて12章336カ条からなる。旧憲法である

1991年憲法（最終改正96年）の条文数223カ条と比べて、条文数が著しく増加している。一般に開発途上国における憲法は、民主化後に各勢力の要求が盛り込まれるため、プログラム規定が増える傾向がある。タイの場合は、こうした規定はむしろ抑えられ、憲法上の機関の増加とその組織、権限職務、手続きを定めた規定が増加したのが特徴的である。

### （1）国家権力行使の審査・統制

1997年憲法制定における重要なモチーフは、権力行使の審査・統制のための機関・メカニズムの創出であった。第10章「国家権力行使の審査」に資産公開制度、弾劾制度、政治職刑事訴追制度がおかれた。新設された憲法上の機関としては、憲法裁判所、行政裁判所、選挙委員会、国会オンブズマン、国家人権委員会、国家会計検査委員会<sup>(26)</sup>、国家汚職防止摘発委員会<sup>(27)</sup>がある。また、これらの機関の委員ないしは裁判官の選出に関する資格要件・欠格事項、選出手続、選出機関、事務局（独立）に関する規定がおかれており、選出機関としては、例えば、選挙委員会選出委員会（第138条）<sup>(28)</sup>、憲法裁判所裁判官選出委員会（第257条）<sup>(29)</sup>、国家汚職防止摘発委員選出委員会（第297条）<sup>(30)</sup>がある。憲法上の機関の概要は表のとおりである。なお、こうした憲法上の機関のほかに、諸政策の実施のために憲法によって設置が予定されている機関もある。例えば、国家経済社会諮問会議（第89条）、消費者保護のための機関（第57条②）、地方分権化推進委員会（第284条）などがある。

### （2）国家の基本的政策指針

プログラム規定の増加が見られなかった理由の一つとしては、第5章「国家の基本的政策指針」の規定の位置づけが関係していると考えられる。従来の憲法にも「国の政策指針」という章がおかれていたが、「この章の規定は法律の制定及び国政に関する政策実施のため定めおくもので、国を訴える権利を生じるものではない」（旧1991年憲法第58条）という規定がおかれてい

た。1997年憲法ではこのような規定はおかれず、これらの規定に基づく訴権が認められる可能性を残している。また、第5章に列挙された事項について、内閣は国会での所信表明において各指針に従ってどのような国政を行なうかを明確に示すことが義務づけられているほか、こうした事項について報告書の作成と国会への提出も義務づけられる（第88条②）など、5章に列挙されている事項には実質的な意味がある。なお、第5章の規定の実施のため、政府の助言・諮問機関として国家経済社会諮問会議<sup>(31)</sup>が創設された（第89条）。国の開発戦略を定める経済社会開発計画の策定にあたって同会議が意見を出すことになっている。詳細は、国家経済社会諮問会議法に定める。

### （3） 政治改革パッケージとしての憲法関連法

憲法改正論議のなかで多くの論者が主張したのは、憲法だけでなく憲法に関係する法律もパッケージとして改革すべきことであった。1997年憲法は、新たに憲法関連法（organic law 組織法）という概念を導入するとともに、経過規定において憲法関連法その他の重要な法律について、憲法施行から240日、1年ないしは2年という期間を定めて立法する義務を課した。憲法関連法に関する立法手続は、通常の法律と同様であるが、憲法関連法の重要性に鑑み、合憲性審査の請求については通常の法律案についてよりも要件が緩和されている（第262条）。憲法関連法としては、選挙委員会、下院議員および上院議員選挙、政党、政治職在職者刑事事件、国家不正防止摘発、会計検査人、国会オンブズマンなどに関するものが制定されている。また、憲法の実施のために立法が義務づけられた通常の法律として、国家人権委員会法、法律提案法などがある。

### （4） 国民の権利自由・政治参加

#### ① 参 加

国民の権利自由、参加の拡大もまた1997年憲法の課題であり、上院の公選制、地方分権化<sup>(32)</sup>などが盛り込まれている。また、有権者5万人以上の

署名に基づき法律案を提出する権利（第170条および1999年法律案提出法）が定められたほか、国民投票（第214条：内閣が付託）の制度も設けられた。

新設された憲法上の諸機関の多くは、なんらかの形で人権保障にも資するものであるが、ここでは国家人権委員会と国会オンブズマンの概要を見ることとする。

### ② 国家人権委員会

国家人権委員会は、1991年の国連自由権規約批准を契機に設置が議論されてきたが、1997年憲法で憲法上の機関として新設された。人権委員会は、人民の権利自由の保護の分野において明らかに知識・経験を有する者から上院の助言に基づき国王によって任命される11人の委員（委員長を含む）によって構成される（第199条）。その職務は、人権侵害行為等に関する調査・報告、人権の伸長および保護のための法令の改正を内閣または国会に提案すること、関係機関の協力の促進、人権保護に関する調査研究の促進、国内外の人権状況を評価する年報の作成等である（第200条）。最初の委員の任命は2000年に行なわれたが、最終的に全委員の任命が完了したのは2002年であった<sup>(33)</sup>。

### ③ 国会オンブズマン

国会オンブズマンは、人民の尊敬を受け、国政、企業その他公共の利益となる事項について広い知識と経験を有し、および明らかに誠実である者のなかから上院の助言に基づき国王が任命する。員数は3人以下である（第196条）。任期は6年で、再任は認められない（第196条④）。その職務は、公務員等の法律の不執行、権限越縫行為、または職務の執行または懈怠によって申立人または人民に不当に損害を与えた場合について、申立てに基づき事実の審査・調査を行なうことなどである（第197条）。資格要件、選出方法等は国会オンブズマンに関する憲法関連法（1999年）に定められている。また、国会オンブズマンは法律、行政規則、国家機関等の行為が違憲であると認めるときは、当該案件をその意見とともに憲法裁判所または行政裁判所に付託することができる（第198条）。2000年、2002年にそれぞれ1名が任命され、2003年1月1日現在で2名である。いずれも官僚出身である。

#### ④ 人権規定

人権規定は増加されたが、その一部を紹介すると次のとおりである。

第1章「総則」の人権規定として、人の尊厳、人の権利自由の保護（第4条）、出自、性別または宗教による差別の禁止、憲法の保護の平等（第5条）といった規定がおかかれている。

第3章「人民の権利自由」（26-65）は、消費者の権利、知る権利等の新たな権利が追加されている。すべての国家機関の権限行使は、人間の尊厳および人の権利自由を尊重しなければならない（第26条）。憲法が、明示的に、黙示的にまたは憲法裁判所の判決により保障する権利自由は、保護を受け、ならびに法律の制定、適用および解釈において国会、内閣、裁判所および他の国家機関を直接に拘束する（第27条）。人は、他の者の権利自由を侵害せず、憲法の敵対者とならず、または公序良俗に反しないかぎりにおいて、自己の人間の尊厳または権利自由を援用することができる（第28条）。権利自由を侵害された者は、裁判上の権利行使または裁判所における抗弁として憲法規定を援用することができる（第28条②）。

権利自由の制限は、憲法の定めによりかつ必要な限りにおいて、法律の規定に依拠してのみ行なうことができる。権利自由の実質に影響することができない（第29条）。この規定に基づき、現在タイで制定される法律の前文には、当該法律が権利自由の制限を含んでいる旨とその制限が憲法のどの条文中に依拠しているかが明記されている。

上記の規定のほか、第8章「裁判所」第1節「総則」にも適正手続の保障等に関する規定が含まれている。

## 2. 統治構造の概要

### (1) 基本原理

1997年憲法においても、国の独立・不可分（第1条）、国王を元首とする民主制（第2条）、人民主権と国王による国会、内閣、裁判所を通じた主権

の行使（第3条）、憲法の最高法規性（第6条）といった基本原理は従来の憲法と同様である。また、第2章「国王」の内容も従来の憲法と同様である。

政治制度としては議院内閣制、二院制議会を採用したが、透明性・効率性を確保するため、多くの制約を課している。以下、簡単に国会と内閣を概観する。

## （2）国会

国会は、上院と下院の二院制であり、この憲法で初めて上院議員の公選制が実現した。下院議員の定数は500人、上院議員の定数は200人である。下院議員の任期は4年で被選挙権は30歳。上院議員の任期は6年で被選挙権は45歳である。下院議員選挙制度も変更され、従来のグループ制から小選挙区制（400人）と政党拘束名簿式比例代表制（100人）が併用されることになった。下院議員は政党への所属が義務づけられている。上院議員選挙は、県を選挙区とし、議席数は人口比に応じて配分される。経過規定により、憲法施行後も従前の議員がそのまま在職したため、1997年憲法の下で上院議員選挙は2000年、下院議員選挙は2001年に行なわれた。

上院に公選制を導入するにあたって、資格要件等を厳格にすることで上院の政党政治化を回避しようとした。上院議員の資格要件として、兼業禁止とともに、選挙までの5年間以内に政党の党員や役員であったことがないことが立候補者の要件に加えられた。また、上院議員は二期連続して務めることができないとされ、上院議員への就任が事実上1期のみに限定されることによって、上院議員が地元利益にとらわれず、国全体の利益を考慮するであろうと想定されている。この上院議員の非党派性を前提として、上院は憲法上の機関・役職の国王による任命にあたって助言、審査権限を認められている。憲法または法律で定める政治職その他の公務員について、弾劾裁判所としての権限が認められている。議会の運営に関しても憲法に多くの定めがあるがここでは省略する。

機 関	選出手續・機関	副 署	任 命	年齢要件	学歴条項	任 期	資 産	公開	上院	刑事	訴訟	彈 効	その他
国会 <a href="http://www.parliament.go.th/">http://www.parliament.go.th/</a>													
下院議員 (500 人) [98]	選舉 (小選挙区・政党名簿式比例代表)			25 歳以上 [107(2)]	○ [107(3)]	4 年 [114]	○ [29]	○ [303]	○ [308]	○ [308]	○ [308]		
上院議員 (200 人) [121]	選舉 (県)			40 歳以上 [125(2)]	○ [125(3)]	6 年 [130] 2 期連続不可 [126(3)]	○ [29]	○ [303]	○ [308]	○ [308]	○ [308]		
内閣 <a href="http://www.thaigov.go.th/">http://www.thaigov.go.th/</a>													
首相 [201]	下院の承認	下院議長	国王										
國務大臣 (35 人以下) [201]				35 歳以上 [126(2)]	○ [206(3)]	—	○ [29]	○ [303]	○ [308]	○ [308]	○ [308]		
裁判所													
憲法裁判所 (15 人) <a href="http://www.concourthr/">http://www.concourthr/</a>	上院議長	国王	45 歳以上 [256(2)]	—	1 期 9 年 [259] 70 歳定年 [260(2)]		○ [303]						
最高裁判官 5 人	最高裁判所裁判官会議												
最高行政裁判所裁判官 2 人	最高行政裁判所裁判官会議												
法律学者 5 人	憲法裁判所裁判官選出委員会												
政治学者 3 人	憲法裁判所上院投票												
司法裁判所 (15 人) <a href="http://www.judiciary.go.th/">http://www.judiciary.go.th/</a>	司法裁判所司法委員会	司法裁判 司法委 司法委 司法委	国王	—	—	65 歲定年* 延長可 70 歲**		○ [303]					
行政裁判所 (10 人) <a href="http://www.admncourt.go.th/">http://www.admncourt.go.th/</a>	行政裁判所司法委員会	行政裁 行政裁 行政裁 行政裁	国王	—	—	65 歲定年* 延長可 70 歲		○ [303]					
憲法上の独立機関													
選舉委員会 (5 人) [136] <a href="http://www.elect.go.th/">http://www.elect.go.th/</a>	選舉委員会選出委員会 [138] →名簿作成 →上院議長	上院議長	国王	40 歳以上 [137(2)]	○ [137(3)]	1 期 7 年 [140]		○ [303]					
国会オンブズマン (3 人) [196] <a href="http://www.onbudsman.go.th/">http://www.onbudsman.go.th/</a>	上院の助言	上院議長	国王	45 歳以上*	—	1 期 6 年 [196(①)]		○ [303]					
国家人権委員会 (11 人) [199] <a href="http://www.nihrc.or.th/">http://www.nihrc.or.th/</a>	上院の助言	上院議長	国王	35 歳以上*	—	1 期 6 年 [199(②)]							
国家汚職防止協議委員会 (9 人) [297] <a href="http://www.ncccthaigov.net/">http://www.ncccthaigov.net/</a>	国家汚職防止協議委員会選出 委員会 [297(③)]	上院議長	国王	45 歳以上 [256/297]	—	1 期 9 年 [298(④)]		○ [299]	○ [300]				
國家会計検査委員会 (10 人) [312] <a href="http://www.oag.go.th/">http://www.oag.go.th/</a>	上院の助言	上院議長	国王	45 歳以上 [312(⑤)]	—	1 期 6 年 [312(⑥)]		○ [303]					
國家会計検査事務総長 (1 人) [312]				45 歳以上*	—								

(注) [ ] 内は条文番号。URL は 2003 年 2 月 1 日現在。\*は法律に規定があるもの。\*\*は 60 歳以降は年功裁判官 (第一審裁判所のみの勤務) (出所) 著者作成。

### (3) 内閣

内閣は、首相と国務大臣35名以下の国務大臣によって構成される（第201条）。国会議員と首相・大臣の兼職が禁止され、国会議員が首相・大臣に就任するときは議員を辞職することが必要となっている（第204条）。他方、大臣による不正・汚職を防ぐため、大臣がパートナシップまたは会社のパートナまたは株主となることを禁止し、大臣就任後もそうした地位からの利益を保持したい場合には、当該持分または株式を法律で定める資産管理法人に移転することが義務づけられている（第209条）。

### (4) 裁判所

裁判所に関する大きな改革は、第1に、憲法裁判機関として、従来の憲法裁判委員会に代わって、常任の裁判官によって構成される憲法裁判所が新設されたことである（1998年から活動を開始）。

第2に、行政裁判所の創設である。行政裁判所は、既存の司法裁判所（および軍事裁判所）とは独立の系統とされ、タイは大陸法型の多元的な裁判制度へと移行した<sup>(34)</sup>。行政裁判所は人的にも司法裁判所から独立しており、新たに行政裁判所裁判官という職団が形成されつつある。行政裁判所は最高行政裁判所と第一審行政裁判所の二審制を採用する。2001年に最高行政裁判所と第一審裁判所として中央行政裁判所がバンコクに設置されてから、地方レベルでの行政裁判所の開設が進められている。なお、裁判所間の権限問題については、憲法裁判所ではなく各裁判所からの代表で構成される権限職務裁判委員会が設置されている（第248条および権限職務裁判委員会法）。司法裁判所についても、司法省と司法裁判所の分離（2000年に実施）や、人権保障の強化のための刑事司法改革が行なわれた<sup>(35)</sup>。

## むすびに代えて——1997年憲法制定以後の動き

1997年憲法制定の最後の段階と重なるように始まった通貨危機は、国民の危機感を高め、国会での憲法草案採択に有利に働いた。通貨危機への対応のまずさから退陣したチャワリット内閣に代わり、97年11月に発足したチュワン政権は1997年憲法の実施とIMFの管理の下で諸制度の改革を同時に行なった。経過規定により憲法施行後も従前の下院議員、上院議員がその任期満了まで在職しつづけることを認めたため、チュワン政権の政治基盤も弱いものであった。野党、上院議員による抵抗は、憲法裁判所への法律案の違憲審査など新たな制度の利用もみられた。いくつかの憲法上の諸機関についても根拠法の制定や委員等の任命の遅れの影響から、実際に活動を開始するまでに時間がかかった。

1997年憲法の定める政治制度が設計したとおりの形で動きだしたのは、2000年の上院議員選挙、2001年の下院議員選挙以降のことである。携帯電話事業で財をなした事業家としての党首タクシン・シナワットラの手腕への期待のほか、1997年憲法が導入した小選挙区制の効果もありタイ・ラック・タイ党は、圧倒的な勝利を得た。また、その後他の政党を吸収することによって安定的な政権を確保した。自らCEO首相と名乗るタクシン政権は、その意思決定の早さには評価がある一方で、ポピュリスト的な政治スタイルには批判も少なくない。

タクシン政権の評価は本書の目的ではないが、政治とそれにさまざまな制約を課した憲法との間に軋轢が生じていることは留意されるべきであろう。タクシン首相は資産公開について虚偽申告疑惑で憲法裁判所に訴追されたが、2001年の無罪判決によって失職を免れた。この判決については、高い支持率を得た首相を罷免することによる混乱を回避するという政治判断を優先させ、1997年憲法が定めた不正・汚職防止のための精緻なメカニズムの実効性を失わせるものであるとの批判も生じた。また、2002年10月に行なわれ

た抜本的な省庁再編にあたって、行政立法による行政組織法の改編を認める条項について違憲性の疑いが学者・野党から提起されたが、国会承認後ただちに国王裁可を求め実質的に反対派に憲法裁判所に付託する時間を与えなかったことは憲法の理念に反すると受け止められた。

政治の安定性は1997年憲法が目指した目標の一つであるが、憲法は同時に政治の透明性、効率性という理念を掲げ、そのためのメカニズムを取り入れてきた。こうしたメカニズムが現実の政治過程において実際に機能できるのかどうか、今後の実行の検討が必要となっている。諸制度の運用は未だ試行錯誤の段階にあるが、タクシン政権においてコンフリクトが生じること 자체は、憲法上の諸制度の改革によって政治過程に変化が生じつつあることを示していると見るべきであろう。

憲法は施行後から5年後に見直しを行なうことを定めていたが、提案を行なう権限を与えられた憲法裁判所と国家汚職防止摘発委員会は、憲法改正をこの時期に行なうことが、憲法を後退させる改正が行なわれる危険性があるとみて、憲法改正の提案を見送っている。

注(1) タイの議会制民主主義は、人民党による立憲革命（1932年）に始まる。西欧式の議会制民主主義をモデルとしてスタートした人民党政治は、その後の政治状況のなかで陸軍を中心とする軍人グループが政治の実権を握る権威主義政治へと変質した。人民党政治の変容過程については、村嶋英治『ピブーン 独立タイ王国の立憲革命』岩波書店、1996年参照。

(2) タイの政治変化・民主化の背景あるいは担い手については、中間層論や市民社会論など多様な捉え方が提起されている。船津鶴代・籠谷和宏「タイの中間層——都市学歴エリートの生成と社会意識」（服部民夫・船津鶴代・鳥井 高編『アジア中間層の生成と特質』アジア経済研究所、2002年）201-234ページ；浅見靖仁「中間層の増大と政治意識の変化」（田坂敏雄編・大阪市立大学経済研究所監修『アジアの大都市【1】バンコク』日本評論社、1998年）305-328；玉田芳史「乗っ取られた民主化運動——タイ1992年5月事件」（『アジア・アフリカ地域研究』1号、2001年3月）155-185ページ；岩崎育夫編『アジアと市民社会——国家と社会の政治力学』アジア経済

研究所, 1998 年; 重富真一編『アジアの国家と NGO——15 カ国の比較研究』明石書店, 2001 年参照。

- (3) タイの 1990 年代以降の政治変化に関しては、次の文献を参照。John Funston, "Thailand : Reform Politics," John Funston (ed.), *Government and Politics in Southeast Asia*, Singapore : ISEAS, 2001 ; Kevin Hewison (ed.), *Political Change in Thailand*, Routledge, 1997 ; Pasuk Phongpaichit and Chris Baker, *Thailand, Economy and Politics*, Oxford University Press, 1995.
- (4) ただし、1992 年以降も軍事クーデタに対する危惧がただちに払拭されたわけではなく、憲法改正で議会が紛糾すると、軍幹部の動向がしばしば注目された。また、市中では軍事クーデタが起きるという根拠の定かでない噂が流れたことがあるが、これはクーデタの可能性がまだあり得ると人々が受け止めていたことを示唆していると言えよう。
- (5) 開発体制論については、例えば、東京大学社会科学研究所編『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会, 1998 年; 岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN 諸国開発体制』アジア経済研究所, 1994 年参照。
- (6) タイにおいてクーデタによる政権交代が頻発する理由を説明したのが、「循環論」ないしは「周期的転換論」であった。軍事クーデタが成功すると議会は停止され、憲法は廃止されるが、軍は民主主義自体を否定することはできないため、憲法の制定、総選挙によって議会政治を回復することが必要となる。しかしながら、支配グループは議会運営に常に成功するとは限らず、クーデタによって政権の立て直しが必要になる。また、軍内部での権力闘争から軍事クーデタも多かった。村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治介入」(萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所, 1987 年) 135-182 ページ。
- (7) 後述する民主主義発展研究委員会は、その報告書のなかで、意思決定が遅い公選議会（下院）に比べて、「任命議会」（上院および暫定憲法下の議会）が法律制定に関して効率性が高いことを示す研究を紹介している。これは、1957 年から 92 年の 35 年間に革命団（国家秩序維持団など他の名称のものを含む）、任命制議会、公選議会によって行なわれた立法に関して、権限行使日数、法律、条文数を比較したものである。制定された法律数の平均は、30 日当たりで革命団が 21.7、任命制議会が 6.4、公選議会が 2.1 であるという。法律一つ当たりの条文数は、革命団が 7.6 カ条なのにに対して、任命制議会が 27.1、公選議会が 26.0 となっている。民主主義発展委員会『タイ政治改革の思考枠組み提案』（タイ語）Khosaneu krob kwaamkhit nai kaanpatiruup kaanmuang, Bangkok : Thai Research Fund, 1995.（以下、民主主義発展委と略す）
- (8) 1973 年の 10 月 14 日事件では学生運動によって軍事政権が倒されたが、

76年の10月6日事件とその後のクーデタによって再び軍政が復活した。学生運動を行なっていた者の多くが身を隠し、タイ共産党に一時合流した。これを「森に入る」と呼んだ。80年代前半までにその多くが社会に復帰したが、この世代が政治・行政のなかにあって、あるいはNGOのリーダーとして政治改革を支えた。現在では、92年流血事件世代もNGOの中核的メンバーとなったと考えられる。

- (9) 末廣 昭『タイ：開発と民主主義』岩波新書、1993年。
- (10) 例えば、チュワン政権時代には、1993年6月、11月に提出された不信任案はいずれも否決されたが、95年5月の不信任案では下院解散が行なわれた。
- (11) 憲法改正第1号～第3号は1992年6月30日に公布。憲法改正第4号のみ92年9月12日公布。
- (12) 内閣不信任案等の制限をなくそうとするものであるが、こうした規定に対する考え方は後に変わり、1997年憲法は、同様の規定をおいている。第159条④は、国会の会期を通常会期と立法会期に分け、後者については法律案、条約承認、緊急勅令承認、政治職等の選出・承認、弾劾等に限定する。両院の過半数の議員の賛成で他の事項を審議することは可能。また、民主主義発展委、82ページ参照。
- (13) 1995年憲法改正の背景は、東 茂樹「1994年のタイ：手間取る民主憲法の制定」(『アジア動向年報1995年』アジア経済研究所、1995年) 268-276ページに詳しい。
- (14) 同上、269ページ。
- (15) 同上、271-274ページ。
- (16) Amol Cantrasombun, *Rang ratthathammanoen kaekhaiphermterm phua kampathiruupthaang kaanmuang taam neawthaang Constitutionalism*, Bangkok: Institute of Public Policy Studies, 1994. また、同論文はタマサート大学法学部の『法律学雑誌』(warasaan nitisaat) にも掲載されいている。
- (17) 民主主義発展委、28-29ページ。
- (18) 同上、38ページ。
- (19) この案は1997年憲法では採用されていない。
- (20) 同報告書によれば、国政諮問議院は、各種職業団体（例えば医師、看護士、会計士、法律家、労働、雇用者、農民等）の代表から、両院の合同委員会が選出し、国王が任命する70人で構成。
- (21) 民主主義発展委員会が提案した「憲法起草特別委員会」は、首相経験者3人以下および法律学、政治学の有識者10人以上15人未満で構成される。草案は、まず両院での意見聴取に付された後、国民投票の承認の後、国王の裁可を受けて公布される。

- (22) 東 茂樹「1995 年のタイ：タイ民族党のバンハーン政権発足」(『アジア動向年報 1996 年』アジア経済研究所, 1996 年) 303 ページ。
- (23) 起草過程については、モントリー・ループスワン他編『憲法の精神』 Montri Rupsuwan, Kancanarat Sivirooj, Rutai Hongsiri and Manit Cumpa (eds.), *Ceetanaarom khong ratthatammanuun*, Bangkok : Winyuchon Publication House, 1999. [in Thai]。
- (24) 当時、タイのメディアは保守派の議員を「ダイノサウルス」と呼んだ。
- (25) タマサート大学法学部キッティッサク・ポッカティ準教授の教示による。
- (26) 会計検査は、独立かつ中立の会計検査委員会および会計検査長官によって行なわれる。会計検査委員会は、会計検査、会計、内部調査、金融の分野の専門家・経験者のなかから上院の助言に基づき、国王が任命する委員長および他の 9 人の委員で構成される。任期は 6 年である。事務局として、会計検査委員会事務局が設置される。事務局は中立の機関であり、国王によって任命される会計検査長官を事務局長とする。会計検査長官は、会計検査委員長に直属する（第 312 条）。権限等に関する詳細は、会計検査法に定められている。
- (27) 憲法裁判所については、本書第 7 章参照。選挙委員会、国家汚職防止取締委員会については本書第 5 章参照。
- (28) 最高裁長官、最高行政裁長官、大学学長等（4 人）、政党代表（4 人）で構成。
- (29) 最高裁長官、国立大学法学部長等（4 人）、国立大学政治学部長等（4 人）、政党代表（4 人）で構成。
- (30) 最高裁長官、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官、国立大学学長等（7 人）、政党代表（5 人）で構成。
- (31) 詳細は、2000 年国家経済社会諮問会議法に定めがある。飯田順三「国家経済社会諮問会議の設置」(『ジュリスト』2001 年 6 月 1 日 (1201) 号) 118 ページ。
- (32) 地方分権化については、本書第 9 章参照。
- (33) 国家人権委員会については、飯田順三「国家人権委員会の設置」(『ジュリスト』2001 年 4 月 1 日 (1197) 号) 50 ページ；稻 正樹「資料 タイの 1999 年国内人権委員会」(『亞細亞法学』第 35 卷第 1 号, 2000 年) 255-270 ページがある。
- (34) 例えば、フランスは司法裁判所と行政裁判所の二元的システムで、ドイツは連邦通常裁判所、連邦労働裁判所、連邦税務裁判所、連邦社会裁判所、連邦行政裁判所の五元制となっている。
- (35) ただし、従来も司法省の主要ポストには裁判官がついていたことや、裁判官の任免等については最高裁長官を委員長とする司法委員会の承認が必要とされていたため、実質的には裁判所の独立が確保されていたと言える。